

## 補助金調書

補助金名	景観づくり地域団体助成金			担当課 (連絡先)	住宅都市局都市づくり推進部 都市景観室(TEL 092-711-4395)
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	景観づくり地域団体		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	補助対象となる団体が「景観づくり地域団体」に限定されているため。 (「景観づくり地域団体」については公募。公募期間は通年。)				
補助開始年度	平成6	年度	経過年数	21	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<補助金の目的> 地域住民自身の自主的な景観に配慮したまちづくり活動の促進。 <補助対象事業> ①都市景観形成地区指定を目的とするもの ②良好な都市環境を創造していくことを目的として、地域住民自身が自主的に行う まちづくりのルールづくりに向けた活動				
補助金の終期	設定しない	延長回数	0	回	
終期を延長する理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 <補助対象経費> ①会議等に要する経費②広報に要する経費③市民又は住民の参加による催しに要する経費④調査又は研究に要する経費⑤関係機関等との連絡調整に要する経費等 (助成金額及び期間) 助成金は、単年度につき50万円かつ3年間を限度として交付			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	0 件	0 件	1 件	
	500 千円	0 千円	0 千円	500 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	前年度は補助金の交付は行っていません。				
補助金交付 による効果	助成金を活用し、意見交換会等を開催し、地域住民自身の景観への意識の高め、また広報活動、イベント等の開催等を通して、地域の景観的魅力を地域の内外に発信し様々な視点からの意見を取り入れることで、地域地域住民自身の自主的な景観に配慮したまちづくり活動の促進が図られる。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。